

公布された条例のあらまし

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 訪問介護員の員数の特例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「条例」という。）の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができることとした。

2 指定介護予防通所介護事業者が条例の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合の届出

条例の場合（指定介護予防通所介護事業者が条例の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとするることとした。

3 事故発生時の対応

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の

提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬこととした。

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととした。

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととした。

(4) 指定介護予防通所介護事業者は、2の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)に準じた必要な措置を講じなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。